

船舶インシデント調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年6月17日 21時10分ごろ
発生場所	青森県外ヶ浜町龍飛埼東北東方沖 龍飛埼灯台から真方位072° 11.8海里付近 （概位 北緯41° 19.2′ 東経140° 35.4′）
インシデントの概要	貨物船第二海神丸は、西進中、主機の運転ができなくなって運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年7月12日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第二海神丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	140158、平岡海運倉庫株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	機関長、三級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、秋田県能代市能代港に向けて青森県八戸市八戸港を出港し、津軽海峡を西進していた。</p> <p>機関当直中の機関長は、主機冷却水温度上昇の異常に気付き、主機を停止して各部を点検したところ、冷却水が6番シリンダクランクケース内等に浸入していたので、主機の運転を断念した。</p> <p>船長は、A社にえい航及び修理の手配を要請し、本インシデントの発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、A社が手配した引船で函館港にえい航され、機関修理業者による主機の点検が行われた結果、過給機タービン車室の排気入口付近に破孔が認められ、同破孔より漏洩した冷却水が排気管を逆流して6番シリンダヘッドの排気弁から燃焼室に浸入したことが判明した。</p>
分析	<p>本船は、津軽海峡を西進中、漏洩した冷却水が排気管を逆流して6番シリンダヘッドの排気弁から燃焼室へ入ったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、主機過給機タービン車室の排気入口付近に破孔が生じたことから、漏洩した冷却水が排気管を逆流して6番シリンダヘッドの排気弁から燃焼室へ入ったものと考えられるが、主機過給機タービン車室の排気入口付近に破孔が生じた状況については、明らかにすることができなかった。</p>
原因	本インシデントは、夜間、本船が、津軽海峡を西進中、漏洩した冷

	<p>却水が排気管を逆流して6番シリンダヘッドの排気弁から燃焼室へ入ったため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定期的な開放整備時に過給機ケーシングの腐食状況等を確認し、適切に対処すること。